

令和7年11月28日

第5回羽島市議会定例会議案

## 議案要綱

目 次

議第 78 号 羽島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例について.....	3
--	---

## 要綱

### 議第 78 号

#### 羽島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案要綱

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）の公布に伴い、羽島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するものとする。

#### 1 制定の趣旨（第 1 条関係）

この条例は、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 2 項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を内閣府令で定める基準に従い、又は同基準を参照して定めるものとする。

#### 2 一般原則（第 3 条関係）

市長から乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の確認を受けた乳児等通園支援を行う者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）の一般原則として、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないこと等を定めることとする。

#### 3 利用定員に関する基準（第 4 条関係）

特定乳児等通園支援事業者は、1 時間及び 1 月当たりの利用定員を定めることとする。

#### 4 面談（第 5 条関係）

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（保護者が乳児等のための支援給付の認定を受けた子どもをいう。以下「子ども」という。）に対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該子ども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談を行わなければならないこととする。

#### 5 乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第 9 条関係）

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等のための支援給付の認定を受けていない

保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととする。

## 6 支払（第13条関係）

特定乳児等通園支援事業者は、次の支払を乳児等支援給付認定保護者（乳児等のための支援給付の認定を受けた保護者をいう。この項において「保護者」という。）から受けることができるることとする。また、これらの金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意（（2）は文書によることを要しない。）を得なければならないこととする。

- (1) 特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの額と内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額
- (2) 特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、必要な物品の購入に要する費用等の額

## 7 緊急時等の対応（第18条関係）

特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととする。

## 8 事故発生時の対応（第31条関係）

特定乳児等通園支援事業者は、子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととする。

## 9 その他

この条例は、原則として令和8年4月1日から施行することとする。